



災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

令和7年4月17日



災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（案）

矢板市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、矢板市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を可能な限り、甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、保有機材及び経費に要する費用を整理し、書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては矢板市市民生活部長、乙においては株式会社アクティオ矢板営業所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに文書にて相互に連絡を行うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

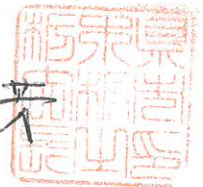
第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月17日

甲 栃木県矢板市本町5番4号
矢板市
市長

森 島 武 芳



乙 東京都中央区日本橋3-12-2
朝日ビルディング1F
株式会社アクティオ 首都圏支社
支社長

高 野 博 勝



